

18消安第2321号
平成18年5月26日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第49号。以下「改正省令」という。）が平成18年5月22日付けで公布され、同月29日から施行される。したがって、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）の施行により、厚生労働大臣が指定する物質（対象外物質）を除くすべての農薬、動物用医薬品及び飼料添加物は、厚生労働大臣が定める一律基準値を超えて残留してはならず、その例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないこととするいわゆるポジティブリスト制度が平成18年5月29日から導入されることとなった。食品の農薬等の残留基準値は、平成17年11月29日厚生労働省告示第499号による改正後の「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月28日厚生省告示第370号。以下「食品等の規格基準告示」という。）及び「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」（平成17年11月29日厚生労働省告示第497号）により定められているところである。

食品衛生法に基づく畜産物中の残留農薬の基準値を遵守するためには、飼料中の残留農薬の基準値を設け、このような基準値が遵守されている飼料のみを家畜に給与する必要がある。食品中の残留農薬の基準値が定められる農薬のうち、飼料原料となる穀物及び牧草に使用されると想定される農薬については、飼料中の残留農薬の基準値を設定し、生産物である畜産物が食品の残留農薬の基準値を満たすことを確保することとした。

このため、農業資材審議会の答申を踏まえ、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）を改正し、飼料中の残留農薬の基準値を設定することとされた。

第2 基準値を定めた飼料について

1 飼料原料について

家畜等が摂取する割合が高い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に基準値を定めることとした（改正省令による改正後の成分規格等省令（以下「新省令」という。）別表第1の1の(1)のセ）。

(1) 穀類について

飼料に含まれる残留農薬の量を算出する部位は、①から③のとおりである。

なお、①から③の部位を圧ぺん又は粉碎したものは、新省令の基準値の対象に該当するが、小麦をひいて粉にしたときに残る皮（ふすま）は、基準値の対象にならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① えん麦、大麦及びマイロ | 脱穀した種子 |
| ② 小麦及びライ麦 | 玄麦 |
| ③ とうもろこし | 外皮、ひげ及びしんを除いた種子 |

(2) 牧草について

家畜等が飼料とする草本である牧草については、穀類と異なり様々な種類が流通しており、牧草の種類を目視により判断するのは困難であることから牧草として一つの基準値を定めることとした。

なお、牧草は収穫直後のもの、乾燥させたもの及びサイレージに調製したもの等で水分の含有量が大きく異なることから、牧草の残留農薬の量を算出する際は、一般的な乾牧草の水分含有量である10%に換算することとした。

牧草の基準値の対象となる部位については、茎葉及び脱穀前の種子であり、稲わら、麦わら及び稲のホールクロップサイレージ等は、当該基

準値の対象に含まれる。また、牧草を乾燥させたものを粉碎又は圧縮させたアルファルファミール、ヘイキューブ及びアルファルファミールペレット等についても、当該基準値の対象に含まれる。

なお、ビートパルプ、バガス等、食品を加工した際に生じる残さを利用した飼料については、穀類及び牧草の基準値の対象外となる。

2 配混合飼料について

新省令別表第1の1の(1)のソに示す「家畜等を対象とする飼料」については、家畜等に給与するために複数の飼料原料を混合した混合飼料（飼料を製造するためのものを除く。）又は配合飼料が含まれる。

3 基準値の対象にならない飼料の原料について

ふすま、米ぬか等のそうこう類及び大豆油かす等の植物油かす類については、家畜等の摂取割合が穀類に比べて低いことから、新省令において残留農薬の基準の設定は行わなかったが、今後、当該飼料に対する農薬の残留実態から、生産物である畜産物が食品の残留農薬の基準値を満たすことを確保するために当該飼料の残留農薬の基準値を設定する必要がある場合は、残留農薬の基準値の設定を検討することとする。

第3 基準値について

飼料を通じた畜産物中への農薬の残留性、これまでの飼料の残留農薬に関する調査結果等をふまえ、60種類の残留農薬の基準値を定めることとした。基準値の設定に関する考え方は、1及び2のとおりである。

なお、基準値を定めた残留農薬に関して、運用上注意すべき点については別紙を参照されたい。

1 飼料原料の基準値について

飼料原料の基準値については、(1)及び(2)の考え方に基づいて基準値を設定し、当該基準値の上限の農薬が残留している飼料を通常考えられる飼養形態で家畜に使用した場合においても、当該家畜から生産された畜産物が食品衛生法に基づく残留農薬の基準値を遵守できることを、動物試験の結果により確認した。

(1) 穀類について

穀類を対象とする50種類の基準値については、改正後の食品等の規格基準告示に定められた穀類の基準値と同一の値とすることとした。

これは、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（Joint Meeting on Pesticide Residues：JMPR）が示すように、同一の種類 of 農作物であれば、食品及び飼料向けの農作物に用いる農薬の使用方法は等しいという国際的な見

解を採用したものである。

(2) 牧草について

牧草の基準値については、コーデックス委員会が示す基準値並びに日本への主要な輸出国である米国及びオーストラリアにおける基準値を参考に定めた。

2 家畜等を対象とする飼料の基準値について

残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants :POPs）に関するストックホルム条約において指定された残留性有機汚染物質であるDDT等、配合飼料等家畜が摂取する段階で管理することが有効な残留農薬を対象に基準値を設定することとした。

家畜等を対象とする飼料の基準値については、当該基準値を遵守する範囲で、家畜が最も残留農薬を摂取する条件においても、当該畜産物が食品衛生法に基づく残留農薬の基準値を遵守できることを動物試験の結果によって確認を行った。

第4 その他の留意事項について

1 分析について

飼料中の残留農薬の基準値を確認する分析方法は、飼料分析基準（平成7年11月15日付け7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知）に基づき実施することとする。

なお、分析結果から飼料の残留農薬の量を算出する際は、

- ① 基準値が10ppm以上のものは、小数点第1位を四捨五入した値
- ② 基準値が10ppm未満のものは、基準値の次の桁を四捨五入した値とする。

2 輸入飼料に対する措置について

輸入飼料について基準値を超えるものが継続的に発見され、これが当該国における病害虫のまん延等に伴う農薬の特例的な使用等、生産地の事情の変化によって生じたものであると認められる場合は、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いた上で、当該飼料について飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第51条に定める輸入の届出を求めるものとする。

別添

飼料中の残留農薬の基準値の留意点

- 1 今回残留基準を設定する γ -BHCとは、リンデンをいう。なお、別に基準を設定するBHCとは、 α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの総和をいい、 α -BHC、 β -BHC又は δ -BHCが検出された場合には、 γ -BHCの検出の有無に関わらず、BHCの規格基準を適用する。
- 2 今回残留基準を設定する2,4-Dには、2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル、2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル及び2,4-Dアルカノールアミン塩が含まれる。
- 3 今回残留基準を設定するDDTとは、 pp' -DDD、 pp' -DDE、 pp' -DDT及び op' -DDTの総和をいう。
- 4 今回残留基準を設定するアルドリン及びディルドリンとは、アルドリン及びディルドリンの和をいう。
- 5 今回残留基準を設定するイソフェンホスとは、イソフェンホス及びイソフェンホスオキソンをイソフェンホス含量に換算したものの和をいう。
- 6 今回残留基準を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ、ベンスルタップをカルタップ含量に換算したものと及びチオシクラムをカルタップ含量に換算したものの総和をいう。
- 7 今回残留基準を設定するカルベンダジム、ベノミル、チオファネート及びチオファネートメチルとは、カルベンダジム、ベノミルをカルベンダジム含量に換算したもの、チオファネートをカルベンダジム含量に換算したものと及びチオファネートメチルをカルベンダジム含量に換算したものの総和をいう。
- 8 今回残留基準を設定するカルボフランとは、カルボフラン及びカルボフランの代謝物である3-OHカルボフランをカルボフラン含量に換算したものの和をいう。
- 9 今回残留基準を設定するグリホサートには、グリホサート、グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメシウム塩及びグリホサートナトリウム塩が含まれる。
- 10 今回残留基準を設定するグルホシネートとは、穀類においては、グルホシネート、N-アセチルグルホシネートをグルホシネート含量に換算し

たもの及び3-メチルホスフィニコープロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものの総和をいう。また、牧草においては、グルホシネート及び3-メチルホスフィニコープロピオン酸をグルホシネート含量に換算したものの和をいう。なお、グルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩が含まれる。

- 11 今回残留基準を設定するクロルフェンビンホスとは、クロルフェンビンホス（E体）及びクロルフェンビンホス（Z体）の和をいう。
- 12 今回残留基準を設定するジカンバには、ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン塩、ジカンバジメチルアミン塩、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩が含まれる。
- 13 今回残留基準を設定するジクロルボス及ナレドとは、ジクロルボス及びナレドをジクロルボス含量に換算したものの和をいう。
- 14 今回残留基準を設定するシハロトリンには、ラムダーシハロトリンが含まれる。
- 15 今回残留基準を設定するシフルトリンとは、各異性体の和をいう。
- 16 今回残留基準を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン及びトラロメトリンの和をいう。
- 17 今回残留基準を設定するフェンバレレートとは各異性体の和をいう。また、フェンバレレートには、エスフェンバレレートが含まれる。
- 18 今回残留基準を設定するヘプタクロルとは、ヘプタクロル及びヘプタクロルエポキシドが含まれる。
- 19 今回残留基準を設定するペルメトリンとは、各異性体の和をいう。
- 20 今回残留基準を設定するベンタゾンには、ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩が含まれる。